

人権コミ講座26



人権口コミ講座26

この冊子は、府民の皆さんに、生活に関わる身近な話題や社会的に関心の高まっている話題をもとに、「人権」について様々な角度から考えていただけるよう、公益財団法人 世界人権問題研究センターの協力を得て2024（令和6）年末に京都新聞に連載した「人権口コミ情報」を基にして作成したものです。

人権について具体的に考えていただくきっかけとして活用していただければ幸いです。

VOL.1	「知らない」でいることが部落差別を解消するのか？ ― ネット上での誹謗中傷対策の意味 ―	静岡大学 人文社会科学部教授	山本 崇記	[1]
-------	---	-------------------	-------	-------

VOL.2	「こどもまんなか社会」の実現に向けて	大阪公立大学大学院 現代システム科学研究科教授	山野 則子	[3]
-------	--------------------	----------------------------	-------	-------

VOL.3	高齢者を孤立させない 寛容な社会を目指して	京都府立医科大学大学院 医学研究科精神機能病態学教授	成本 迅	[5]
-------	--------------------------	-------------------------------	------	-------

VOL.4	「対話」を通して、誰も取り残されない社会へ ― 障害者差別解消法改正を受けて ―	大阪公立大学 国際基幹教育機構特任准教授	松波めぐみ	[7]
-------	---	-------------------------	-------	-------

VOL.5	多文化共生社会を目指して	(公財)世界人権問題研究センター理事長	坂元 茂樹	[9]
-------	--------------	---------------------	-------	-------

VOL.6	他人事ではない 性的少数者の生きづらさ	中京大学教養教育研究院教授	風間 孝	[11]
-------	------------------------	---------------	------	------

VOL.7	持続可能な社会を実現するには 「企業による人権尊重」が鍵？	大阪経済法科大学国際学部教授	菅原 絵美	[13]
-------	----------------------------------	----------------	-------	------

「知らない」でいることが部落差別を解消するのか？ — ネット上での誹謗中傷対策の意味 —

静岡大学人文社会科学部教授 山本 崇記

人権教育・啓発の場では、「無知」こそが差別や偏見の元凶であり、「知ることが第一歩」と強調されます。一方で、「知らない」でいることが差別の解消に繋がるという考え方が根強く存在するのが部落問題なのです。

2016年施行の部落差別解消推進法は、「情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じている」としました。行政・研究資料を悪用して「摘示」と呼ばれる、同和地区や同和地区住民に関する識別情報をネット上に拡散するアウトティング（暴露）行為が多発したことが背景にあります。出身やルーツに関する個人情報に、ネット上で誰もが容易にアクセスできてしまう時代となり、部落問題とは「知らない」では済まされない状況にあ

ります。

ネット掲示板での悪質な書き込みでは、同和地区を暴露し、同和地区出身者に対する嫌悪や危害を予告するようなヘイトスピーチにまで及んでいます。摘示行為が、結婚差別や土地差別等、従来からの忌避行為にも繋がりがねません。

2024年5月、プロバイダ責任制限法が、情報流通プラットフォーム対処法へと改正されました。SNSの運営事業者など、一定規模のプラットフォーム運営会社には、誹謗中傷情報への対処を迅速化・透明化させること（義務化）が目的です。包括的な差別禁止法がない日本で、被害者の視点に立った画期的なネット対策である一



方で、「表現の自由」等に配慮し、有害情報の「削除」を義務付けていません。問われるのは、事業者任せにせずに部落問題に関する理解と対策を官民で深めること。「同和」「部落民」といった特定個人を対象としない集団（属性）全体への差別に対応することです。部落問題解決のための歩みを逆戻りさせることがあってはなりません。

部落出身というルーツを大切にし、堂々と生きられることと、差別されないでいることを両立できる状態が、部落差別解消の形です。部落問題は「知らない」方が良いという考え方は、ネット上で起きている部落差別を放置することに繋がります。何より、カミングアウト（打ち明けたい）とクローゼット（触れて欲しくない）の狭間で葛藤する当事者や地域に向き合い、寄り添う姿勢が私たち市民に求められています。

「子どもまんなか社会」の実現に向けて

大阪公立大学大学院現代システム科学研究科教授 山野 則子

子どもに関する施策の基本理念や基本事項を明らかにした包括的基本法である「子ども基本法」が、2023年4月施行されました。同時に設置された子ども家庭庁とあわせて、従来地方自治体や国の各機関のそれぞれで実施されてきた子ども施策の共通基盤を生み出し、子ども施策を社会全体で実施していくことを狙いとしています。

「子ども基本法」の目的である子どもの幸福な生活が実現する社会を達成するためには、「子ども基本法」が規定するような子どもの権利の理念を、児童虐待や不登校の件数が過去最多を更新し続ける現状に対し、具体的な実行に落とし込み、社会実装していく必要があります。

たとえば教育の現場では、「子ども基本法」の公布に呼応して生徒指導提要の改訂が行われました。そこでは、子どもの権利に対する理解を改めて深めた上で、生徒指

導上の課題への対応に際し、課題解決的な指導だけでなく、課題予防的／発達支持的生徒指導が積極的に明示されました。あわせて、その実現手法として、従来の担任教師中心型ではないチーム体制での子ども支援が明記されています。これらは、支援する側の事情より子どもの利益を優先する「子ども基本法」の理念を実現する試みの一つと評価できるでしょう。

支援する側の事情より子どもの利益を優先するとは、言い換えると、周囲の大人や子どもにかかわる専門家たちが、様々な大人への配慮をいったん横において、常に子どもの利益を第一に考えることができるかという日常的な実践／実戦です。子どもに関する政策を社会の中心に位置づける宣言をしている「子ども基本法」自体が、その条文内で少子化対策政策に配慮して（しまって）いるよ

うに、児童虐待防止法上の通告を、「親の大変さがわかる」「親の逆恨みが怖い」という配慮を断ち切って行うことには勇気がいります。私たちひとりひとりがこの勇気を持つことが「子どもまんなか社会」をつくり、「子どもまんなか社会」が私たちひとりひとりにこの勇気を与えます。

一方で、子どもの権利を第一に考えることとは「別に」、現状我々の社会は、子どもの親にとって厳しい社会であることを認識しなければなり

ません。はじめから完璧であること
を自他ともに期待
する結果、非難と
失望を引き起こす。
また、少くない
数の子育て中の親
が、近所で同様に



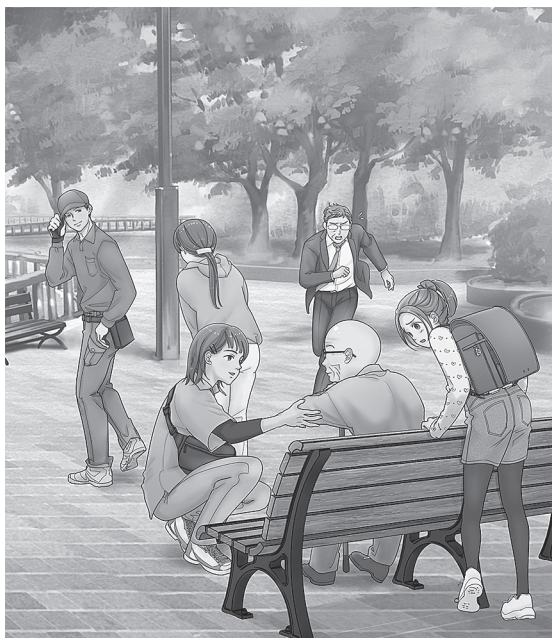
悪戦苦闘しているほかの親の子育てを知らず、社会的に孤立している。極端に完璧であるステレオタイプを求められることや社会的に孤立しているという状況は、親のみならず学校の教師にも拡大しています。子育ての孤立を誰もが認識し、他人事ではなく向き合うことが児童虐待や不登校の予防になります。子どもまんなか社会とともに、子育ての苦しみを非難するのではなく温かく受け入れる社会を形成することが課題です。この点、子どもの養育は父母を中心とした家庭を基本とする子ども基本法と異なり、たとえば、フィンランドでは子育ては社会でするもの、国が責任を負うもの、と認識されています。フィンランドは、日本の子育て施策の立案時に参照される国の一つですが、こういった点も参考になるかもしれません。

「子ども基本法」の制定は、社会全体で子どもを見守り、子どもの権利と利益を中心に据えた社会を醸成するため、私たちひとりひとりが理念と実践に向き合ういいチャンスです。

高齢者を孤立させない寛容な社会を目指して

京都府立医科大学大学院医学研究科精神機能病態学教授 成本 迅

高齢者というと、以前は支援しないといけない弱い存在として扱われがちでしたが、現在は多くの高齢者が現役で就労し、経済活動や趣味活動も活発に行うようになりました。そういった意味では、従来の高齢者像を変えていくことが必要になっていると考えられます。一方で、高齢になるとさまざまな病気にかかりやすくなり、支援が必要な状態になる人が増えるのも事実です。若い頃は活発に活動してきた人でも、病気によって社会参加が難しくなって孤立に陥ることがあります。このため、国民全員が自分事として捉えることが必要でしょう。高齢者に多い病気の一つとして認知症があります。2024年5月に公表された厚生労働省研究班（代表者・二宮



認知症への偏見を減らして、自分や家族がなったときに周囲に助けを求められるようにすることが大切です。また、意思決定支援という考え方も提案されていて、認知症の人の尊厳や権利を守るため、治療や資産管理、住居などの方針を、本人抜きで決めるのではなく、認知機能の低下があってもわかるように説明し、できるだけ本人の意向を反映させる工夫をすることが求められています。こういった取り組みを通じて共生社会が実現すれば、認知症以外の人にとっても暮らしやすい社会になるのではないのでしょうか。このことは、世界に先駆けて超高齢社会を迎えている日本に期待されている役割でもあります。是非皆さんも身近なところから協力していただけたらと思います。

利治九州大学教授）の推計では、認知症の人の数は2030年に全国で523万人にのぼることが報告されています。認知症になると、理解力や判断力が低下して、生活する上での手続きや契約がこれまで通りにはできなくなる場合があります。このような状態になった人が地域で生活していくには、医療福祉関係者だけでなく、家族や周囲の人の理解と手助けが必要です。2024年1月1日から共生社会を実現する認知症基本法が施行されました。この法律には、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができる共生社会の実現を推進するという基本方針が示されています。共生社会を実現し、認知症の人や家族を孤立させないようにするには、

「対話」を通して、誰も取り残されない社会へ 「障害者差別解消法改正を受けて」

大阪公立大学
国際基幹教育機構特任准教授

松波 めぐみ

2024年4月1日より、改正「障害者差別解消法」

がスタートしました。この法律のキーワード「合理的配慮」の要点を書いてみます。

●ポイント1 社会にバリアがあるから、それをとりのぞく

「合理的配慮」とは、障害のある人が、何らかのバリアがあるために困っており、バリアをとりのぞいてほしいと希望した時に、対話をしながら必要な手立てをとることです。たとえば「聞こえないお客さんに筆談をする」「電車とホームの間に段差があるので、駅員が渡し板を出している」といった場面をイメージするといでしょう。



障害のある人が生活の中で困るのは、その人の心身に問題があるからではなく、多様な人がいることを考慮せずに社会が作られてきたため、さまざまなバリアがあるからだ、という考え方を障害の「社会モデル」といいます。

障害のある人は、困った時に「このバリアをとりのぞいて下さい」（筆談して下さい、読み上げて下さい等）と言っているいいし、言われた側（事業者等）は、対話しながらできることをやっていけばよいのです。

●ポイント2 まずは「対話」をする

障害のある人から求められたことを行おうとしても、忙しい、費用がかかる等で、難しい場合があります。そ

の際には、事情を説明すればよいのです。対話しているうちに、妥協案が見つかることもあります。

視覚障害のあるAさんは、飲食店では店員にメニューを読み上げてもらうことで注文していました。ある時、店員が「いま自分一人しかいなくて、全部読む余裕がない」と伝えると、Aさんは「麺類では何がありますか」と聞き、短時間で注文できました。

合理的配慮とは、障害のある人に特別に親切にすることではなく、平等にサービスを利用できるようにすることです。「どう接していいかわからない」と思ったとしても、まずは向き合って対話してみましょう。

障害者差別解消法は「対話」を促す法律だと考えています。対話の積み重ねにより、少しずつでも「誰も取り残されない社会」へと近づいていくのだと思います。

多文化共生社会を目指して

(公財)世界人権問題研究センター理事長 坂元 茂樹

2024年6月14日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」が国会で可決、成立しました。この改正法は、従来の技能実習制度に代わり人材育成と人材確保を目的とする「育成就労」制度を創設し、これまでの特定技能1号や2号のような専門的技術分野ではなく、「特定技能1号」へ進む(技術と日本語の試験を課す)ための在留資格と位置づける形の単純労働者の受け入れを規定しています。

2022年6月、政府は日本が目指すべき外国人との共生社会として、①これからの日本社会を共につくる一員として外国人は包摂され、全ての人が安全に安心して

暮らすことができる「安全・安心な社会」、②様々な背景を持つ外国人を含む全ての人が社会に参加し、能力を最大限に発揮できる「多様性に富んだ活力ある社会」、③外国人を含め、全ての人がお互いに個人の尊厳と人権を尊重し、差別や偏見なく暮らすことができる「個人の尊厳と人権を尊重した社会」、の三つのビジョンを示しました。

世界人権宣言第一条は、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利において平等である」と規定しています。また、日本国憲法第十三条も、「すべて国民は、個人として尊重される」と規定しています。



いうまでもなく、人は、その属性、すなわちどの国の国民か、どの民族か、どの人種に属しているかによって差別されてはなりません。属性を理由として、その属性を有する少数者の集団または個人に対し、差別、憎悪、排除、暴力を扇動し、または侮辱するヘイトスピーチは許されません。

われわれが目指す多文化共生社会は、お互いの価値観や生き方の相違を尊重し理解するという多様性が尊重される社会です。偏見や憎悪ではなく、理解と共感があふれる社会です。外国人であるという属性で差別される社会であってはけません。日本人も外国人も地域住民としては平等であるという考えに基づいて、いきいきとした多文化共生社会を作り上げていく必要があります。

他人事ではない性的少数者の生きづらさ

中京大学教養教育研究院教授 風間 孝

2023年6月に公布されたLGBT理解増進法の画期的な点は、性的指向・性自認のありかた、すなわち性が多様であることを認め、性のあり方にかかわらず基本的人権を尊重され不当な差別はあってはならないことを明記した点にあります。法律が必要とされたのは、性的少数者（LGBTQ+）は人生の様々な場面で生きづらさを経験するからです。

日々の生きづらさにより、性的少数者はメンタルヘルスを悪化させがちです。大阪市民を対象にした無作為抽出調査（2019年）では、性的少数者の割合は3・3%であり、性的少数者の自殺を考えた割合は高いものでした。性的多数者の自殺を考えた割合（7・2%）と比べて同



性愛者・両性愛者は29・0%で4倍、トランスジェンダーは37・5%で5倍だったのです。自殺を考える割合が高い理由として、偏見や差別を恐れて自らの性のあり方を隠さざるをえないことによるストレスがあります。

メンタルヘルスの悪化は日常のささいな言葉や態度によっても、もたらされます。特定の人や集団を軽視したり侮辱したりする、ささいな言動をマイクロアグレッションと呼びます。これには意図して行う場合だけでなく、意図せずに行われる場合もあります。女性に向けられる「どんな男性がタイプ？」など異性に惹かれることを前提にする発言や、男性に見える人に「くん」をつけて呼ぶなど外見から性別を決めつける言葉づかいも含まれます

が、多くは無意識に行われています。マイクロアグレッション研究は些細な言葉や行動であっても長期にわたってストレスが蓄積されることにより、身体的暴力と変わらないダメージをもたらすことを明らかにしています。無意識に傷つけないためにできることは、まず自分の周囲に性的少数者は存在していることを認識し、人と接することです。こうした人が増えれば、性的少数者が感じるストレスも減っていきます。

最後に、性の多様性は誰にとっても身近な問題です。性的少数者であるかどうかは目で見てもわからないことが多いことから考えれば、読者の大切な人のなかに自らの性のあり方で悩んでいる人のいる可能性は高いのです。あなたの大切な人が苦悩しているかもしれません。性的少数者の生きづらさは誰にとっても他人事ではないのです。

持続可能な社会を実現するには「企業による人権尊重」が鍵？

大阪経済法科大学国際学部教授 菅原 絵美

持続可能な開発目標（SDGs）は、世界が抱えるさまざまな課題を整理した17の目標と、目標に向かって何を何年までに達成するのかわを示した169のターゲットから成る国際社会の共通目標です。17の目標に「人権」という用語が直接的には登場しませんが、目標の実現には、誰一人取り残されることなく、人権が尊重されることが不可欠であることが繰り返し確認されてきました。加えて、国際社会の共通目標として、各国政府や国際機関はもちろん、企業もSDGs達成に主体的な役割を果たすことが期待されています。つまり、持続可能な社会のために、企業がビジネス活動のなかで人権を尊重することが鍵になるということです。

もう少し詳しく見ていきましょう。たとえば、目標8「働きがいも経済成長も」のターゲットのひとつが「現代奴隷の根絶」です。ILO等の最新統計（2021年時点）によると、世界人口の150人にひとりが現代奴隷の状態にあるといえます。ビジネス活動全体として自社と関わる労働者、消費者、地域住民、さらに取引先を通じて関わる人々を考えると、「150人にひとり」は決して遠い数ではありません。世界から現代奴隷を根絶するには、自社においてはもちろん、取引先やその先でも現代奴隷がないことを広げていかないと、ターゲットの達成はもちろん、SDGsが目指す持続可能な社会が実現できないのです。



さらにSDGsのすべての目標・ターゲットは不可分であることも繰り返し確認されてきました。つまり、企業責任として環境と人権は一体のものとして取り組む必要があります。たとえば、気候変動対策や生物多様性保全は、食料や水、健康への権利に加えて、「クリーンで健康かつ持続可能な環境への権利」の尊重につながっています。なお、周辺住民の健康への権利の尊重として、企業は、水・大気・土壌の汚染や騒音の予防策やその情報開示を求められるだけでなく、住民が企業から受けた健康上の悪影響や不安を伝える手続を設けることも求められます。

企業活動は、取引関係を通じて、グローバルにつながっています。SDGsという持続可能な社会を実現するという世界の共通目標の達成において、企業の責任と役割はますます大きくなってきています。

世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川 めぐみ 作曲：千住明

1
悲しいニュースを聴くたびに どうしてなのかと考える
何かが出来るわけじゃない だけど心は動いている
空に星がきれいだね 風に花が揺れているね

2
あたりまえに過ぎる景色が 幸せなんだと気付く時
昨日より今日少しだけ 優しくなれる気がするよ
響き合える果てしなく 目に映るすべてのいのち

3
世界がひとつの家族のように
毎日出会う君のこと もっと大事になるだろう
空に星がきれいだね 風に花が揺れているね
世界がひとつの家族のように
もしもなれたら素敵だね
今この時を生きている 同じ名前星の上



世界がひとつの家族のように

作詞：鮎川 めぐみ
作曲・編曲：千住明

INTRO. ♩ = 74

A *mp*
かなしいニュースを きくたびに

どうしてなのかと かんがえる なにかがーできる わけじや ない だけ

B *mf*
どこころはーうごいて るそらに ほ しがー きれーいだねー かぜ

C *cresc. mf*
に はながーゆれて いる ねー せかいがーひとつの

かぞくのー ように もしもなーれたーら どう だろうー とおくにーくーさー

1.
きみのこーと もっとしーりたーく なる だろうー

京都府人権リーガルレスキュー隊

ご自身又は関係者に関わる差別的な取扱いや誹謗中傷、プライバシーの侵害などによる人権問題について、京都弁護士会の弁護士が、司法的救済を中心にアドバイスする法律相談を実施しています。(相談無料。相談の内容についての秘密は厳守されます。)

電話相談 (お一人20~30分程度) ☎075-741-6321

受付／第1・第3火曜日の午後2時から午後4時まで

面接相談 事前予約制(お一人40分)

予約受付は、各受付期間の午前9時から午後5時まで
受付期間の詳細は京都人権ナビよりご確認ください。



ひとりで悩まず
相談してね。



〈昼間〉午後1時30分から午後4時30分まで

■第2火曜日／京都府庁 ☎075-414-4271

■第4火曜日／各広域振興局総合庁舎巡回

宇治 ☎0774-21-2101 亀岡 ☎0771-24-8430

舞鶴 ☎0773-62-2500 峰山 ☎0772-62-4301

〈夜間〉午後6時から午後8時30分まで

■第3水曜日／京都駅前法律相談センター ☎075-741-6322

※詳しくは、下記の京都人権ナビ・府民だより等で御確認ください。

人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」

人権に関する知識や役立つ情報、相談窓口の情報などを掲載したポータルサイトを開設しています。ぜひご活用ください。
京都人権ナビはQRコードより <https://kyoto-jinken.net>



例えばこんな時に使えます。

- ◎人権問題の動きを知りたい
- ◎人権に関する法律などを知りたい
- ◎人権研修会に使用するDVDやパネルを借りたい
- ◎どこに相談すれば良いのか知りたい
- ◎もっと、いろんな方に人権の大切さを知ってもらいたい

京都人権ナビ 京都府人権啓発センターが運営する人権に関する情報を提供し、人権に関する知識や役立つ情報を提供しています。

人権の基礎知識 人権研修の資料 人権に関する相談 取組紹介 イメージソング

人権研修の動画があります。 → 動画の一覧を見る

だれもが自分らしく生きることのできる社会をめざして

京都府内では、これまでで、人権問題などさまざまな人権問題の解決に向けてさまざまな施策が実施されてきました。今後も、関係機関、団体、企業、市民、子ども、若者、高齢者、外国人、障害者、LGBTQなど、さまざまな人権問題が存在しており、21世紀を「人権の世紀」とするべく、人権啓発、啓蒙の一環の施策が実施されています。

このサイトでは、啓蒙・人権に関する人権について、啓蒙、啓蒙している人権、人権に関する知識や情報に役立つ情報、相談窓口の情報を掲載しています。

ご意見・ご感想をお寄せください

この冊子をご覧になってのご意見・ご感想をお寄せください。また、下記アンケートへのご協力をお願いいたします。寄せられたご意見等は、今後の誌面づくりや人権啓発事業の参考とさせていただきます。

なお、個別のご意見への返答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

〈アンケート〉

Q1.この冊子を、どこで入手されましたか？

- ①府の施設 ②市町村の施設 ③学校 ④勤務先 ⑤研修会・講演会
⑥京都ヒューマンフェスタ ⑦その他(具体的に)

Q2.この冊子を読まれて、人権や人権問題に対する理解・意識は深まりましたか？

- ①深まった ②どちらかといえば深まった ③変わらない ④わからない

Q3.次の人権相談窓口のうち、ご存じのものをお教えてください。(複数回答可)

- ①法務局の人権相談窓口 ②人権擁護委員 ③府の人権特設相談
④京都市人権リーガルレスキュー隊 ⑤市町村の人権相談窓口
⑥NPOなど民間団体 ⑦弁護士・弁護士会 ⑧その他(具体的に) ⑨知らない

Q4.この冊子で、読んでよかった、参考になったものをお教えてください。(複数回答可)

- ①「知らない」でいることが部落差別を解消するのか？—ネット上での誹謗中傷対策の意味—
②「こどもまんなか社会」の実現に向けて ③高齢者を孤立させない寛容な社会を目指して
④「対話」を通して、誰も取り残されない社会へ～障害者差別解消法改正を受けて～
⑤多文化共生社会を目指して ⑥他人事ではない性的少数者の生きづらさ
⑦持続可能な社会を実現するには「企業による人権尊重」が鍵？
⑧人権啓発イメージソング「世界がひとつの家族のように」
⑨京都市人権リーガルレスキュー隊 ⑩人権情報ポータルサイト「京都人権ナビ」
⑪特にない

ご意見等は、電子メールまたはFAX等でお送りください。

【送付先】電子メール：jinken@pref.kyoto.lg.jp FAX：075-414-4268

※標題として、「人権口コミ講座26について」とご記入ください。

※アンケートについては、問の番号及び回答の番号をご記入ください。

ご協力ありがとうございました。

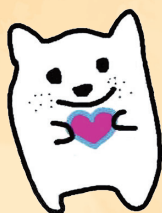
2025(令和7)年1月 発行

発行・発行所 京都人権啓発推進会議(事務局：京都市人権啓発推進室)
〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話 075-414-4271 FAX 075-414-4268 E-mail jinken@pref.kyoto.lg.jp

制 作 協 力 公益財団法人 世界人権問題研究センター

イ ラ ス ト 来海ユウ

みんな大切な
オンリーワン



京都府人権啓発キャラクター
「じんくん」



京都人権啓発推進会議

世界人権宣言35周年を記念し、1984(昭和59)年に京都府をはじめ府内の12団体により設立。あらゆる差別の撤廃と基本的人権の擁護啓発事業を推進することを目的に幅広い取組を展開しています。

構成団体

京都府 京都市 京都府教育委員会 京都市教育委員会 京都府市長会
京都府町村会 京都府人権擁護委員連合会 京都商工会議所 京都府商工会連合会
京都府中小企業団体中央会 京都府農業協同組合中央会 京都府社会福祉協議会